

# 埼玉県山岳連盟 単会直接加盟 手続きマニュアル

平成21年 3月10日

埼玉県山岳連盟 事務局

## 1 根 拠

◎ 「埼玉県山岳連盟 規約 第3章」による

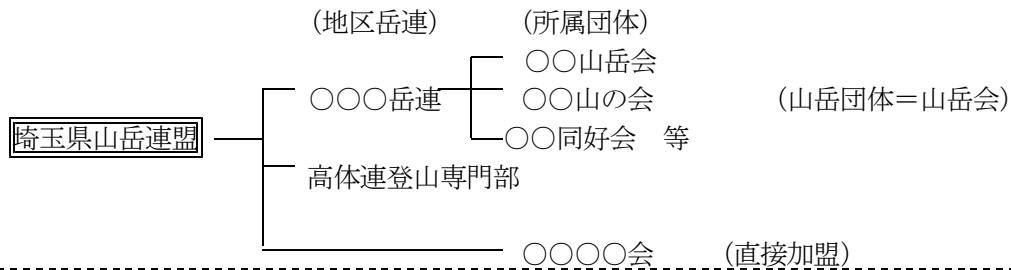
◎

第5条 連盟は、県内の郡市町村山岳連盟、高等学校体育連盟登山専門部（以下「地区岳連」という。）及び山岳団体（以下「山岳会」という。）で組織する。

第6条 連盟に加盟するには、申込書、規約、会員名簿を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 連盟を脱退する地区岳連及び山岳会は、理由を付して脱退届を提出しなければならない。

第8条 地区岳連は、その団体及び地区岳連傘下の所属団体（以下「所属団体」という。）内に変動を生じた場合、すみやかに連盟にそれを報告しなければならない。



## 2 加盟の方法

埼玉県山岳連盟規約第3章第5条により、郡市町村山岳連盟（地区岳連）を通じて県岳連に加盟する方法と、郡市町村山岳連盟（地区岳連）を立ち上げて県岳連に加盟する方法、単会で直接埼玉県山岳連盟に加盟する方法、の3つがあります。今回は、3番目の単会直接加盟の方法について説明します。

## 単会直接加盟する場合

### (1) 県岳連に提出する書類を揃える。

- ① 申込書<様式9> ※代表者の押印をお忘れ無く。
- ② 規約 ※特に形式はありません。組織として活動できる規約であれば結構です。
- ③ 役員名簿<様式5> ※県岳連として必須な項目については必ず記入ください。
- ④ 会員名簿<様式6> ※組織として利用しているもので結構です。

### (2) 県岳連の事務局に書類を提出する。(正式書類は郵送してください)

提出先： 埼玉県山岳連盟事務局長 加藤 富之  
〒370-0421 群馬県太田市粕川町甲522 TEL&FAX:0276-52-1276  
携帯：090-4705-3579 E-mail:bunta@ps.ksky.ne.jp

### (3) 理事会で承認を得る。

- ・定例の理事会は、5月、7月、9月、11月、1月、3月の第2火曜日午後7:30～となっております。
- ・まえもって常任理事会（6月、8月、10月、12月、2月）で、検討する場合があります。
- ・事前に出席する日を連絡しますので、理事会当日は、会の代表者（会長）が出席してください。

(様式第9号・単会直接加盟用)

## 埼玉県山岳連盟 加盟 申込書

平成 年 月 日

埼玉県山岳連盟 会長 様

埼玉県山岳連盟 規約 第3章第5条及び6条 に基づき、必要書類を添付し、  
埼玉県山岳連盟に加盟を申し込みます。

|         |         |
|---------|---------|
| 団 体 名 : |         |
| 代表者     | 氏 名 : 印 |
|         | 住 所 :   |
|         | 電 話 :   |

添付書類 ①規約  
②役員名簿  
③会員名簿

平成 年 月 日

埼玉県山岳連盟 理事会 で 承認

会 長

印

(様式第5号・団体用)

## 〇〇山岳会役員名簿

【会名】

【所在地】

【役員】

| ※会長 | 氏名 | 住所 | 電話番号 |
|-----|----|----|------|
|-----|----|----|------|

副会長

チーフリーダー

総務

等

※事務局（書類等送付先）

※県岳連派遣理事

※印は、県岳連加盟として必須です。よろしくお願ひします。

※会の代表者（会長）は、「評議員」として、県岳連の総会に出席して下さい。

(様式第 6 号・団体用)

## 〇〇山岳会会員名簿

| No. | 氏名 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 | 等 |
|-----|----|------|----|------|---|
|-----|----|------|----|------|---|

以上の項目がわかれば、形式は問いません。

※この名簿は、個人情報保護法に則り、加盟登録以外には使用しません。